

Q1 支援金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

A1 支援金をお受け取りいただくためには、申請手続きが必要です。詳しくはリーフレットをご覧ください。

Q2 令和8年度の新規申込みはいつからですか。

A2 令和8年3月1日から受付を開始し、認定の翌月から対象期間となります。申請された月の末日に認定を行い、翌月から支給開始となります。

Q3 令和7年度以前に認定を受けましたが、翌年度に必要な手続きはありますか。

A3 毎年4月1日時点での状況を確認するため、「オンライン現況届」をご提出ください。詳しくは令和8年3月末にお送りする振込予定通知をご覧ください。

Q4 年度の途中で子どもが生まれて3人になった場合、対象となりますか。

A4 お子さまが生まれた時点で18歳未満のお子さまが3人以上であれば認定されますので、ご申請ください。認定の翌月から対象となります。

Q5 いつ支援金が振り込まれるのですか。

A5 支援金は年度分をまとめて翌年度4月上旬に指定の口座に振り込みます。

Q6 年度途中で申し込んだ場合、支援金はいくらになりますか。

A6 認定翌月から年度末まで月数に応じた額（3人世帯：月額700円 4人以上世帯：月額1,800円）となります。

Q7 申請者が子どもの親以外（例えば祖父母）でも、対象となりますか。

A7 18歳未満のお子さま3人以上と同居であれば対象となります。なお、1世帯（同一住所）で1件の申請しか認定されませんので、世帯内でよく相談のうえ、申請をお願いします。

Q8 認定後に県外に引っ越すことになったのですが。

A8 「オンライン変更届」をご提出いただく必要があります。支援金額は県外に引越しされるまでの月数に応じた額となります。

Q9 今年度の途中で18歳になる子どもがいるのですが、対象となりますか。

A9 4月1日時点で18歳未満のお子さまが3人以上であれば、その年度末まで対象となります。

Q10 3人世帯で認定を受けた後に子どもが生まれた場合、4人以上世帯の認定になりますか。

A10 お子さまが生まれてから、「オンライン変更届」及び「世帯全員の住民票」をご提出いただ

くことで、変更認定の翌月から4人以上世帯の対象となります。

Q11 支援金はいくらになりますか。

A11 支援金の対象期間は認定の翌月から年度内の月数分となりますので、例えば4月末に認定を受けた場合は、5月から支給対象となり支援金は11ヶ月分（3子世帯：年額7,700円 4子以上世帯：年額19,800円）となります。

Q12 認定後に県内で引っ越すことになったのですが。

A12 「オンライン変更届」をご提出いただくことで、引越し後の期間についても引き続き対象となります。

Q13 申請書に添付する住民票は何に使うのですか。

A13 申請される世帯において同居されている子どもの数や年齢の確認に使用します。なお、世帯主、続柄が記載され、本籍、マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票の写し（謄本）をご提出ください。なお、令和6年度からは謄本の複写（コピー）でも受け付けております。

Q14 認定後に申請者や振込口座を変更したいのですが。

A14 「オンライン変更届」に変更後の内容を入力するうえ、ご提出ください。なお、その際には住民票の添付は不要です。

Q15 オンライン申請をしたいのですが、電子メールアドレスが必要ですか。

A15 「オンライン申請書」及び「オンライン変更届」は、富山県電子申請サービスを利用しており、ご利用にあたっては、電子メールアドレスの入力を必須としております。

Q16 オンライン申請をしたいのですが、利用環境に制限はありますか。

A16 パソコン、スマートフォン等のデバイスを問わず、インターネット環境がご利用可能であれば基本的に申請は可能ですが、OSやブラウザなどに一部制限があります。詳しくは、富山県電子申請サービスのトップページから「動作環境」をご覧ください。

Q17 オンライン申請をしたのですが、住民票はどうすればよいですか。

A17 お手元にご準備された住民票は、郵送先まで速やかにご郵送ください。「オンライン申請書」の入力と住民票の到着をもって受付完了となります。（「オンライン申請書」入力後の受付完了メールが届いたとしても、申請は完了しておりません。）普通郵便の場合、基本的に集荷の翌々平日の配達となりますので、月末などは十分ご注意ください。

Q18 すべての手続きをオンラインで済ませたいのですが。

A18 お手数をおかけしますが、書面において交付された住民票を郵送先までご郵送ください。なお、スキャンによるPDF等の電子ファイル化が可能であれば、「オンライン申請書」の中でファイルを添付することにより、申請は完了します。ただし、カメラによる撮影画像は、

加工や偽造可能性の観点から、ご容赦ください。